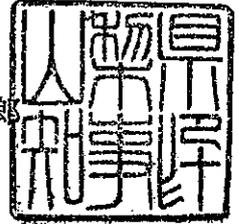


第8号様式（第8条関係）

世富第1189号
令和3年 1月 8日

株式会社大伴
代表取締役 伴 實成 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



富士河口湖町「旅の駅」建設事業に係る
景観配慮書に対する意見について（送付）

令和2年11月10日付けで送付があった景観配慮書に対する、山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例第8条第1項の規定による意見は、別紙のとおりです。

観光文化部世界遺産富士山課
保全管理担当
TEL 055(223)1330



(別紙)

富士河口湖町「旅の駅」建設事業に係る
景観配慮書に対する意見について

1 対象事業

- (1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
事業者の名称：株式会社大伴
代表者の氏名：代表取締役 伴 實成
主たる事務所の所在地：山梨県南都留郡富士河口湖町河口1691番地2
- (2) 対象事業の名称
富士河口湖町「旅の駅」建設事業
- (3) 対象事業の種類
建築物の新築の事業
- (4) 対象事業の規模
事業区域の面積 13,038.77㎡
建築物敷地の面積 2,129.45㎡
- (5) 対象事業の実施に係る区域の位置
山梨県南都留郡富士河口湖町河口字井坪521番地3外17筆

2 意見

(1) 全般的事項

予定する事業は、自然公園法など各種法令に基づく届出等が必要であるため、法令を所管する機関と十分に協議を行い、法令の規定、通知等に基づき風景の保護上適切な配慮を行ってください。

(2) 個別的事項

- ① 建物の色彩決定にあたっては必要に応じてフォトモンタージュ等を用いて検討を行ってください。
- ② 対象建築物の構造をL字型とすることにより、国道等からの視認の圧迫感を最小化できるとのことだが、フォトモンタージュ等により比較検討を実施した結果を添付してください。

3 告知

景観配慮書の記載事項について補足又は追加の説明を希望する場合は、この意見書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に山梨県知事に対し、景観配慮書の記載事項について説明する機会を与えるよう請求することができます。

す。この場合の請求は、説明機会付与請求書（山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する書類の様式等を定める要領第3号様式）により行ってください。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

説明機会付与請求書

山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手續に関する条例第9条第1項の規定により、景観配慮書の記載事項について説明する機会の付与の請求をします。

対象事業の名称	
対象事業の種類	
対象事業の規模	
対象事業の実施に係る区域の位置	
景観配慮書に対する知事の意見書の受領年月日	年 月 日
説明書の作成に要すると見込まれる期間	日間
連絡先	(電話番号)
備考	

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番（縦長）とすること。

2 不要な字句は、削除して使用すること。

(備考)

1 注意

- (1) 「対象事業の名称」欄には、景観配慮書（事業者見解書の記載事項について説明するために説明機会付与請求書を提出する場合にあっては、事業者見解書。以下同じ。）に記載した「対象事業の名称」を記入すること。
- (2) 「対象事業の種類」欄には、景観配慮書に記載した「対象事業の種類」を記入すること。
- (3) 「対象事業の規模」欄には、景観配慮書に記載した「対象事業の規模」を記入すること。
- (4) 「対象事業の実施に係る区域の位置」欄には、景観配慮書に記載した「対象事業の実施に係る区域の位置」を記入すること。
- (5) 「景観配慮書（事業者見解書）に対する知事の意見書の受領年月日」欄には、景観配慮書に対する知事の意見書を受領した日を記入すること。
- (6) 「説明書の作成に要すると見込まれる期間」欄には、説明書（景観配慮書の記載事項についての説明の内容を記載した書面をいう。以下この(6)において同じ。）の作成に要すると見込まれる期間（日数）を記入すること。ただし、説明機会付与請求書の提出と併せて説明書を送付する場合には記入を要しないこと。
- (7) 「連絡先」欄には、電話番号（法人にあっては、担当部署、担当者の氏名及び電話番号）を記入すること。
- (8) 説明機会付与請求書は、景観配慮書に対する知事の意見書を受領した日から30日以内に提出しなければならないものであることに留意すること。

2 提出部数

説明機会付与請求書：1部